

佐久穂町一般廃棄物処理基本計画 (改訂案)

令和8年3月
佐久穂町

目次

第1章 基本方針.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間と適用範囲.....	3
第2章 佐久穂町の概況.....	4
1 位置と地勢.....	4
(1) 地理・地形.....	4
(2) 社会的条件.....	4
(3) 気象・災害.....	4
2 人口と産業の動向.....	5
(1) 人口動態.....	5
(2) 産業の動向.....	6
(3) 町総合計画等との関係.....	6
第3章 ごみ処理の現況及び課題.....	8
1 ごみ処理のシステム.....	8
(1) 家庭系ごみの分別区分.....	8
(2) ごみ処理手数料.....	9
(3) ごみ処理体制.....	9
(4) 最終処分.....	10
(5) ごみ処理フロー.....	10
2 ごみ処理の現状.....	11
(1) 家庭系ごみの排出量.....	11
(2) 事業系ごみの排出量.....	11
(3) リサイクル率の推移.....	12
(4) 最終処分量.....	12
(5) ごみ処理経費.....	13
(6) 数値目標の達成状況.....	14
3 ごみ処理の課題.....	14
(1) ごみ分別の課題.....	14
(2) ごみの減量化の課題.....	14
(3) 資源化の促進.....	15
(4) 収集・運搬の課題.....	15
(5) 中間処理、最終処分の課題.....	15
(6) ごみ処理手数料の見直し.....	15
第4章 ごみ処理基本計画.....	16
1 基本的な考え方.....	16

(1)リデュース(発生抑制)	16
(2)リユース(再使用)	16
(3)リサイクル(再生利用)	17
(4)リプレイス(代替素材への転換)	17
2 ごみの排出抑制と減量化の方策	17
(1)住民・事業者・行政間の連携	17
(2)ごみの排出量の見込み	17
(3)目標値の設定	20
(4)目標達成のための施策	20
(5)その他の施策	21
3 食品ロス削減計画	21
(1)食品ロスとは	21
(2)佐久穂町の現状	22
(3)発生要因	22
(4)削減に向けた方針	22
(5)削減のための施策	23

第1章 基本方針

1 計画策定の趣旨

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について計画を定め、資源循環の高度化や環境負荷の低減による循環型社会の形成・実現を目指すものです。

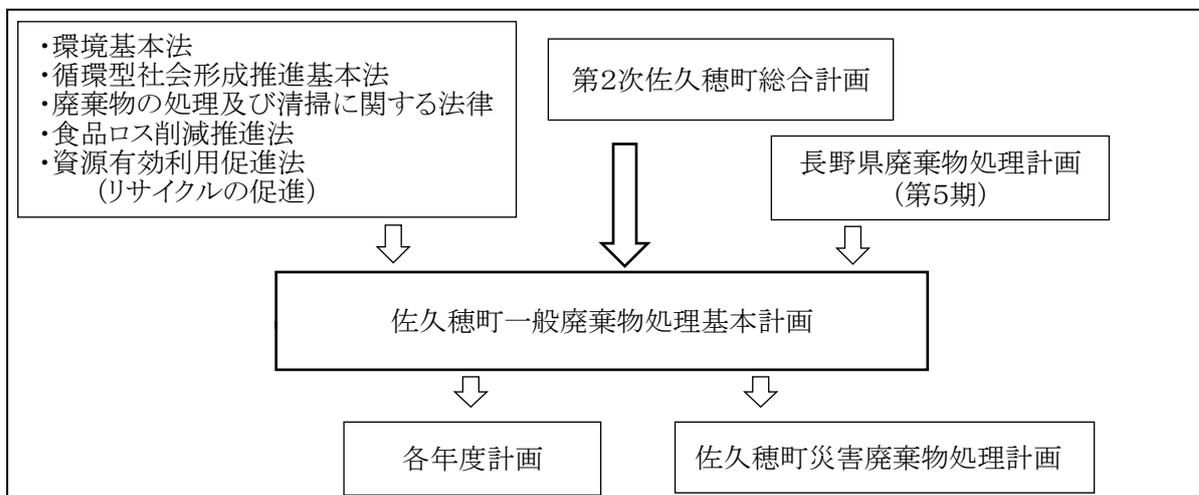
2 計画の位置付け

当町では、令和3年に「佐久穂町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、社会情勢や国の法制度の動向を踏まえ、地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の形成を基本目標に各種施策に取り組んできました。一方で、循環型社会に向けたさらなる取り組みや食品ロスの削減など、課題も残されています。

また、人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化対策や脱炭素社会の実現といった社会的要請、プラスチック資源循環促進法等の新たな制度の施行など、廃棄物処理をめぐる環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、前計画期間における成果と課題を継承・発展させ、当町における一般廃棄物処理について、総合的かつ中長期的に基本方針を定め、必要な見直しを行います。

なお、上位計画である「第2次佐久穂町総合計画」との整合を図りつつ、「長野県廃棄物処理計画(第5期)」における、ごみ処理に関する目標や方向性に適合したものとします。



3 計画期間と適用範囲

(1) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(2) 適用範囲

① 計画区域

本計画の対象区域は、佐久穂町の行政区全域とします。

② 対象となる廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、当町から発生するごみ（産業廃棄物を除く）とします。

第2章 佐久穂町の概況

1 位置と地勢

(1) 地理・地形

当町は、長野県の東部、南佐久郡の北部に位置し、北は佐久市、西は茅野市、東は群馬県上野村と南牧村、南は小海町に接しています。町の面積は 188.15 km^2 、東西 29.5km、南北 14.8km です。

町の中央部を千曲川の清流が南北に貫流し、その沿岸に沿って国道 141 号と JR 小海線が走っています。また千曲川を境とした西部の八ヶ岳山系と東部の秩父山系の嶺を結ぶ国道 299 号が東西に走っています。



(2) 社会的条件

佐久市と小海町に隣接し、通勤や通学、商圏など社会的及び経済的に大きなつながりがあります。また、平成 29 年度に中部横断自動車道の延伸により2つのインターチェンジが町内に開通し、東京方面、長野・新潟方面に高速道路で移動が可能となりました。さらに令和6年9月には「道の駅 八千穂高原」がオープンしたことで、産業や観光の分野において、さらなる交流の促進が期待されます。

(3) 気象・災害

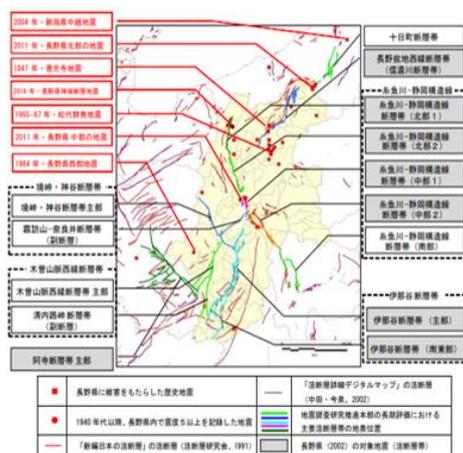


図 2-1-2 長野県の活断層の分布と被害地震の分布

(注) 糸魚川-静岡構造線断層帯における「北部 1」「北部 2」「中部 1」「中部 2」は、地震調査委員会長期評価部会 (2000) による糸魚川-静岡構造線断層帯の活動セグメント (活断層を、過去の活動時期、平均変位速度、変位の向きなどに基づいて区分した断層区画) を示す。

(出典:長野県地震被害想定調査報告書概要版 H27.3 月(長野県))

日照時間が年平均約 2,000 時間と四季を通じて長く、年平均降水量が約 922mm前後と基本的には雨の少ない恵まれた環境ですが、近年の豪雨に対する備えは必要です。

気候は内陸性気候で、年間平均気温が 11℃前後、寒暖の差は大きいものの、夏季は冷涼、冬季は積雪が少なく、寒気の厳しい冬季を除けば暮らしやすい環境です。長野県には山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られますが、当町は活断層がなく、地震による被害が少ない地域です。

2 人口と産業の動向

(1) 人口動態

① 人口と世帯数

町の総人口は、令和2(2020)年国勢調査によると 10,218 人で、平成 27(2015)年から令和2(2020)年までの5年間に 968 人減少しています。また、世帯数は、同調査によると 3,922 世帯で、平成 27(2015)年から令和2(2020)年までの5年間に 92 世帯減少しました。1世帯当たりの人員は、平成 27(2015)年では 2.79 人でしたが、令和2(2020)年には 2.61 人となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

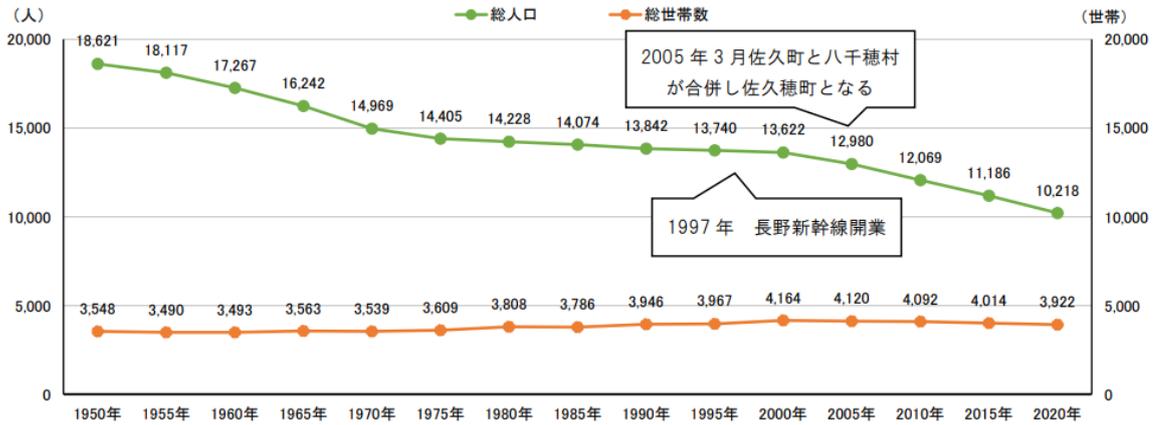


図1 総人口及び総世帯数の推移

出典：国勢調査

※平成 17(2005)年までは佐久町、八千穂村の合算値

グラフ出典：第2次佐久穂町総合計画(後期基本計画)

② 人口構成

人口構成は、年少人口と生産年齢人口の割合の減少が続き、高齢化率の上昇が続いています。特に、全国のデータと比較すると、20～34歳の人口流出、40～44歳の団塊ジュニア世代が少なく、産業や子育ての担い手の割合が少ないことがわかります。

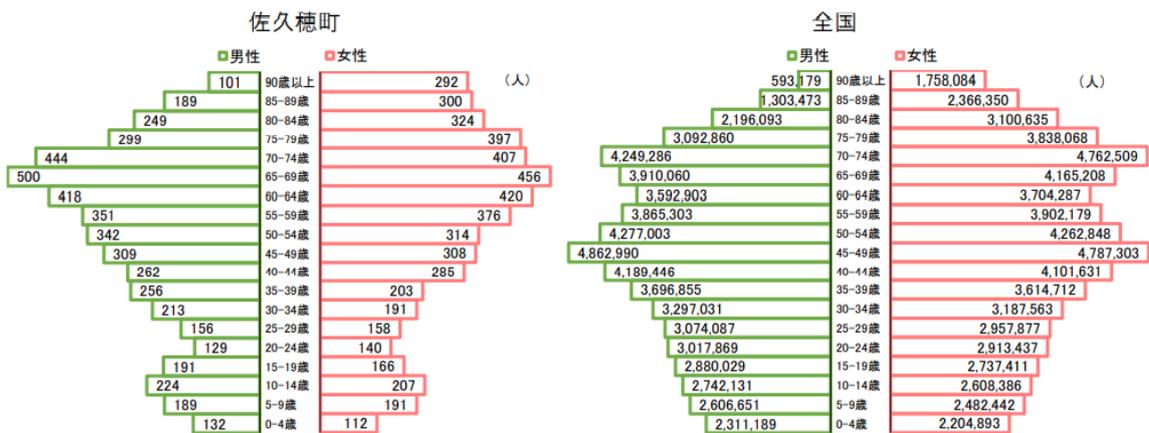


図2 人口ピラミッド(令和2(2020)年)

出典：国勢調査

(2) 産業の動向

佐久穂町産業別従事者数及び事業所数

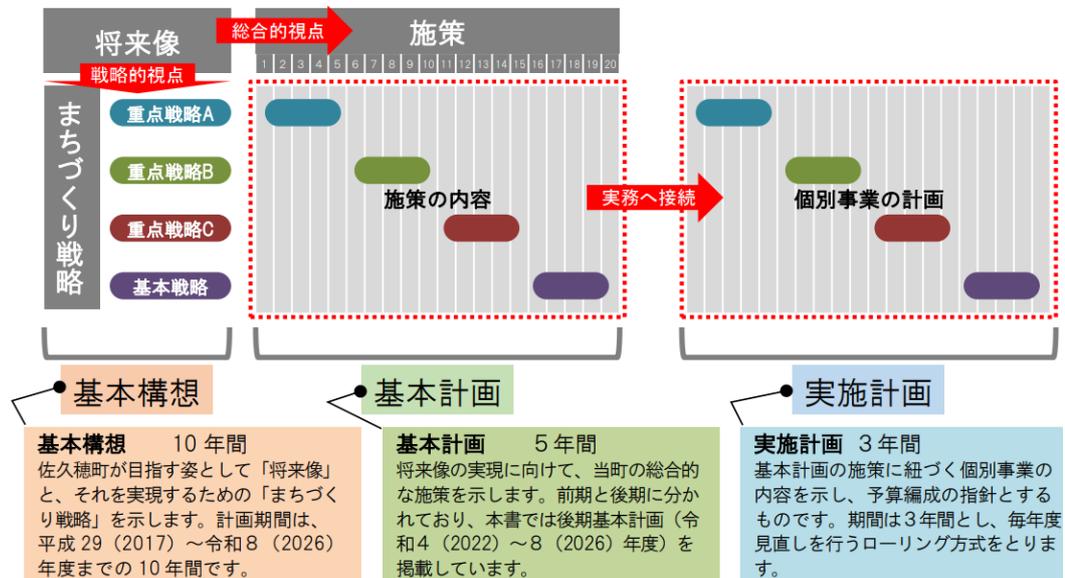
産業別大分類	平成28年度		令和3年度		対平成28年度比	
	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数
総数	2,675	500	2,502	431	▲ 6.5%	▲ 13.8%
第一次産業						
A～B 農林漁業	84	8	85	11	1%	38%
第二次産業						
C 鉱業、採石業、砂利採取業	9	2	10	3	11%	50%
D 建設業	517	113	418	87	▲ 19.1%	▲ 23.0%
E 製造業	699	73	681	66	▲ 2.6%	▲ 9.6%
第三次産業						
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	2	2	200%	200%
G 情報通信業	2	2	1	1	▲ 50.0%	▲ 50.0%
H 運輸業、郵便業	19	7	13	4	▲ 31.6%	▲ 42.9%
I 卸売業、小売業	477	100	512	84	0.1	▲ 16.0%
J 金融業、保険業	35	2	16	2	▲ 54.3%	0.0
K 不動産業、物品賃貸業	22	11	24	10	0.1	▲ 9.1%
L 学術研究、専門・技術サービス業	42	16	18	12	▲ 57.1%	▲ 25.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	184	49	166	42	▲ 9.8%	▲ 14.3%
N 生活関連サービス業、娯楽業	147	52	98	39	▲ 33.3%	▲ 25.0%
O 教育、学習支援業	4	4	36	4	8.0	0.0
P 医療、福祉	322	25	319	27	▲ 0.9%	0.1
Q 複合サービス業	55	10	43	8	▲ 21.8%	▲ 20.0%
R サービス業(他に分類されないもの)	57	26	60	29	0.1	0.1

出典：「長野県ホームページ(統計ステーションながの)」

(3) 町総合計画等との関係

①第2次佐久穂町総合計画

第2次佐久穂町総合計画は、まちづくりの最上位計画として当町が目指す将来像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための各種個別計画の指針となる役割を担っています。また、国、県、住民、事業者等に対して佐久穂町の基本的な考え方を発信し、連携した取組を推進する役割を担っています。



出典：第2次佐久穂町総合計画(後期基本計画)

②本計画に関連する第2次佐久穂町総合計画の取組等

第2次佐久穂町総合計画 後期基本計画の体系のうち、本計画に関連する取組等については、次のとおりです。

施策 17 循環型社会の推進

施策の目指す姿

地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な「循環型社会」の形成を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	(年・年度)	目標値	(年・年度)	出典・備考
住民1人1日あたりの ごみ排出量 (g)	550	R2	462	R8	住民税務課
小水力の発電箇所 (箇所)	—	R2	1	R8	総合政策課 【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、自治会、事業者、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町一般廃棄物処理基本計画、佐久穂町役場温暖化防止計画

SDGs



施策 17-1 ごみ減量化、リサイクル推進

現状と課題

当町のごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ以外に、15種類の資源ごみの分別となっていますが、その分別への協力や理解、ごみの発生抑制・減量化対策の強化、資源化の促進が求められており、地球温暖化防止による環境負荷の軽減に向けた更なるごみの減量化の推進が必要となっています。また、小中学校でもアルミ缶、エコキャップの回収や運動着のリユース活動等が行われており、環境に対する意識が高まっています。

施策の方向性

- ・ 快適で住みよい循環型社会の構築を目指して、住民の意識を高めながら、ごみのリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の3Rに加え、使い捨てプラスチック製品等からリプレイス（代替素材への転換）の取組みによる4Rを推進します。
- ・ 障がい者施設の皆さんに分別作業をしてもらうことで、施設の収入源の確保と、仕事を通じて地域とのつながりや、やりがいを持つための仕組みづくりを支援します。
- ・ 学校での環境教育やSDGsの学習にも取り組んでいきます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○分別収集の徹底、廃棄物の処理 (主要事業：一般廃棄物の処理、小型家電等無料回収、粗大ごみ収集)	住民税務課
○清掃センターの維持管理 (主要事業：施設・設備の維持管理)	住民税務課
○障がい者施設の仕事の創出 (主要事業：障がい者循環型社会推進支援事業)	住民税務課 健康福祉課
○環境教育の推進 (主要事業：学校や地域での環境教育の実施)	こども課 住民税務課

第3章 ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理のシステム

(1) 家庭系ごみの分別区分

当町のごみの区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 16 種類の 18 分別となっています。粗大ごみについては年 2 回、町内全域を対象に個人持込により回収し、処分しています。

区 分	排出方法、排出場所	収集回数	
可燃ごみ	町指定の「可燃物専用袋」に入れて、可燃ステーションへ排出	2回/週	
不燃ごみ	町指定の「不燃物専用袋」に入れて、不燃ごみステーションへ排出	1回/月	
資 源 ご み	紙類	①新聞紙、②雑誌、③段ボール、④その他紙に分別し、紐で縛り、資源ステーションへ排出	1回/月
	缶類	町指定の「資源物専用袋」に入れ、不燃ステーションへ排出	1回/月
	びん類	①無色透明、②茶色、③その他の色に分別し、資源ステーションのコンテナへ排出	1回/月
	ペットボトル	フタ、ラベルを取り、町指定の「資源物専用袋」に入れ、不燃または資源ステーションへ排出	1回/月
	白色トレイ	町指定の「資源物専用袋」に入れ、不燃または資源ステーションへ排出	1回/月
	プラスチック類	①容器包装は、町指定の「資源物専用袋」に入れ、不燃または資源ステーションへ排出	1回/週
		②その他のプラスチックは、町指定の「容器包装を除くプラスチック類専用袋」に入れ、不燃または資源ステーションへ排出	1回/月
	布・皮革類	町指定の「布類専用袋」に入れ、資源ステーションへ排出	1回/月
	ライター	資源ステーションのコンテナへ排出 指定回収場所へ搬入(随時)	1回/月 (一部拠点回収)
	乾電池	資源ステーションのコンテナへ排出 指定回収場所へ搬入(随時)	1回/月 (一部拠点回収)
	蛍光管、電球	資源ステーションのコンテナへ排出 指定回収場所へ搬入(随時)	2回/年 (一部拠点回収)
	水銀体温計 寒暖計	指定回収場所へ搬入	随時
	スプレー缶	資源ステーションのコンテナへ排出 指定回収場所へ搬入(随時)	1回/月 (一部拠点回収)
	小型家電	指定回収場所へ搬入	随時
	陶磁器(食器)	指定回収場所へ搬入	随時
使用済みインクカートリッジ	指定回収場所へ搬入	随時	
粗大ごみ	指定回収場所へ自己搬入	2回/年	

(2)ごみ処理手数料

当町のごみ処理手数料については「佐久穂町廃棄物処理及び清掃に関する条例」により、手数料を徴収しています。

区分	指定袋	単位	手数料
一般	指定袋	1袋	30円
一般(小)			17円
事業活動(可燃)	指定袋は町長が別に定める年間使用基準枚数まで		200円
	指定袋は町長が別に定める年間基準枚数を超えるもの		400円
事業活動(不燃)	指定袋		200円
粗大ごみ	品目に応じて区分 (トタン板等)		1品 (1kg)

(3)ごみ処理体制

当町では、平成19年4月に焼却場を停止し解体撤去したことから可燃ごみは民間委託処理され、令和2年度には佐久市・北佐久郡環境施設組合が運営する佐久平クリーンセンターが稼働を開始しました。現在可燃ごみは、組合と民間への委託処理となっています。

また、不燃ごみ、資源ごみは分別後、民間業者に中間処理を委託し、リサイクル物については資源化を図り、その他は民間委託処理をしています。

中間処理体制(資源物)

区分	収集・運搬	選別作業	中間処理	中間処理方法
資源ごみ	紙類	委託業者	直接搬入	資源化
	缶類	委託業者	清掃センター	圧縮・梱包、資源化
	びん類	委託業者	清掃センター	選別後資源化
	ペットボトル	委託業者	清掃センター	選別後資源化
	白色トレイ	委託業者	清掃センター	選別後資源化
	容器包装プラ	委託業者	直接搬入	資源化
	その他プラスチック類	委託業者	清掃センター	選別後資源化、焼却
	布・皮革類	町直営	清掃センター	選別後資源化、焼却
	ライター	町直営	清掃センター	選別・分解後資源化
	乾電池	町直営	清掃センター	資源化、埋立
	蛍光管、電球	町直営	清掃センター	資源化、埋立
	水銀体温計 寒暖計	町直営	清掃センター	資源化、埋立
	スプレー缶	町直営	清掃センター	選別・分解後資源化
	小型家電	町直営	清掃センター	資源化
	陶磁器(食器)	町直営	清掃センター	資源化

中間処理体制(資源物以外)

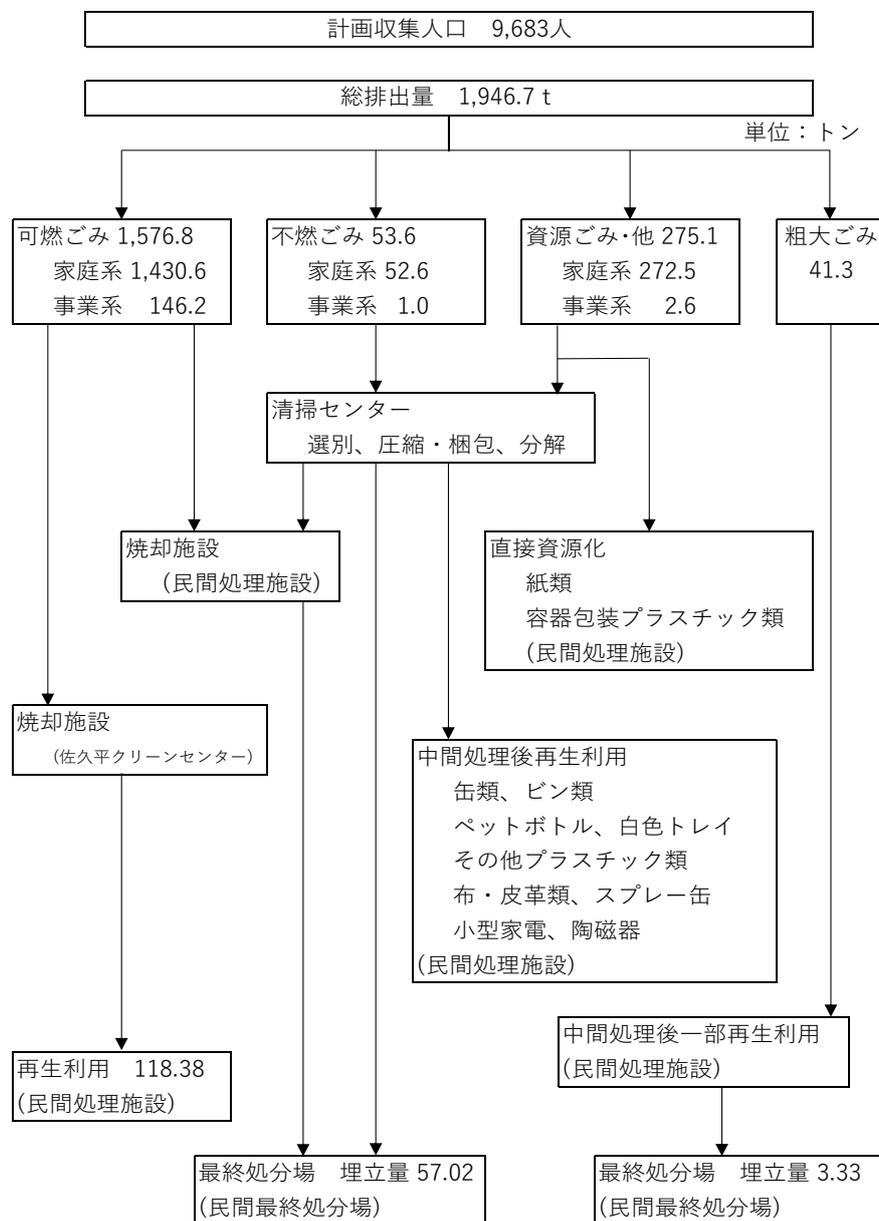
区分	収集・運搬	選別作業	中間処理	中間処理方法
可燃ごみ	委託業者	直接搬入	組合処理施設	焼却
不燃ごみ	委託業者	清掃センター	民間処理施設	
粗大ごみ	自己搬入	直接搬入		
				2回/年、選別後資源化、焼却

(4)最終処分

当町の最終処分は、中間処理と同様民間事業者委託処理をしています。

(5)ごみ処理フロー

令和6年度の佐久穂町におけるごみ処理の流れ(フロー)は、次のとおりです。



2 ごみ処理の現状

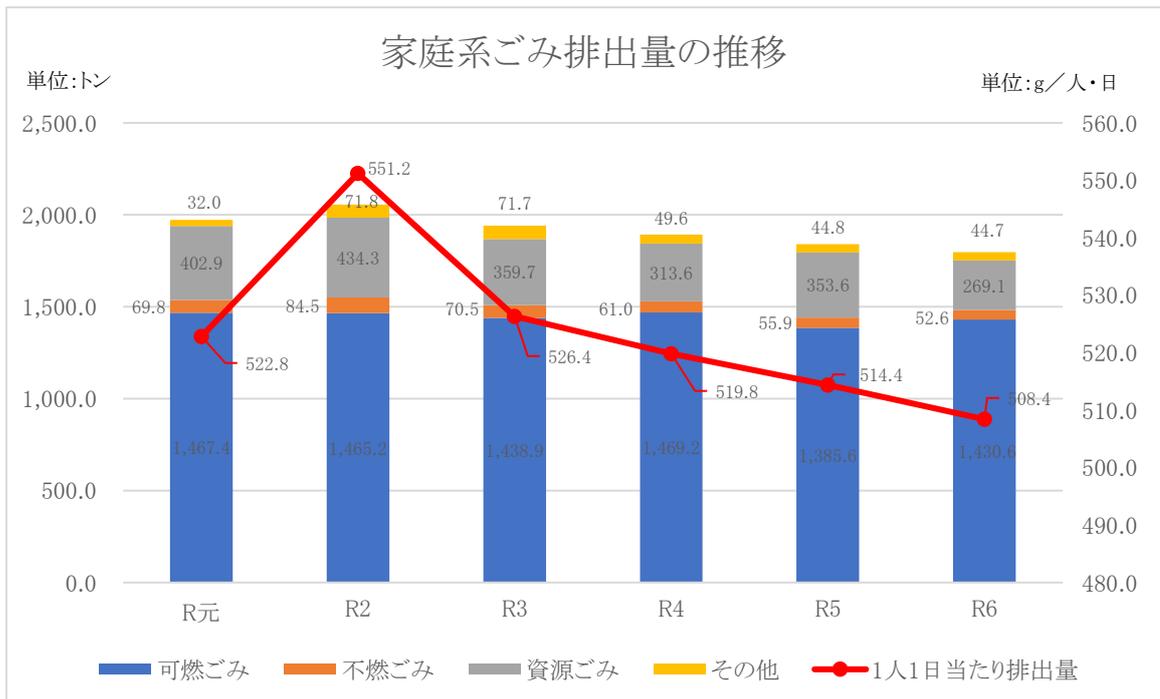
(1) 家庭系ごみの排出量

令和元年度は、台風19号災害により粗大ごみ収集が春の1回のみの実施でした。令和2年度から令和3年度にかけて、不燃ごみ、粗大ごみの排出量が増加しています。

台風19号の被災に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛が影響していると考えられますが、全体の排出量は令和2年度をピークに年々減少しています。

家庭系ごみの排出量

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	単位
人口	10,334	10,218	10,102	9,979	9,800	9,683	人
可燃ごみ	1,467.4	1,465.2	1,438.9	1,469.2	1,385.6	1,430.6	トン
不燃ごみ	69.8	84.5	70.5	61.0	55.9	52.6	
資源ごみ	402.9	434.3	359.7	313.6	353.6	269.1	
有害ごみ	4.0	3.7	1.4	3.5	2.6	3.4	
粗大ごみ収集	28.0	68.1	70.3	46.1	42.2	41.3	
ごみ排出量合計	1,972.1	2,055.8	1,940.8	1,893.4	1,839.9	1,796.9	
1人1日当たりの排出量	522.8	551.2	526.4	519.8	514.4	508.4	g/人・日



(2) 事業系ごみの排出量

令和元年度の213.7トンでしたが、令和6年度には149.8トンまで減少しています。令和元年度をピークに令和6年度では3割の減少となっています。

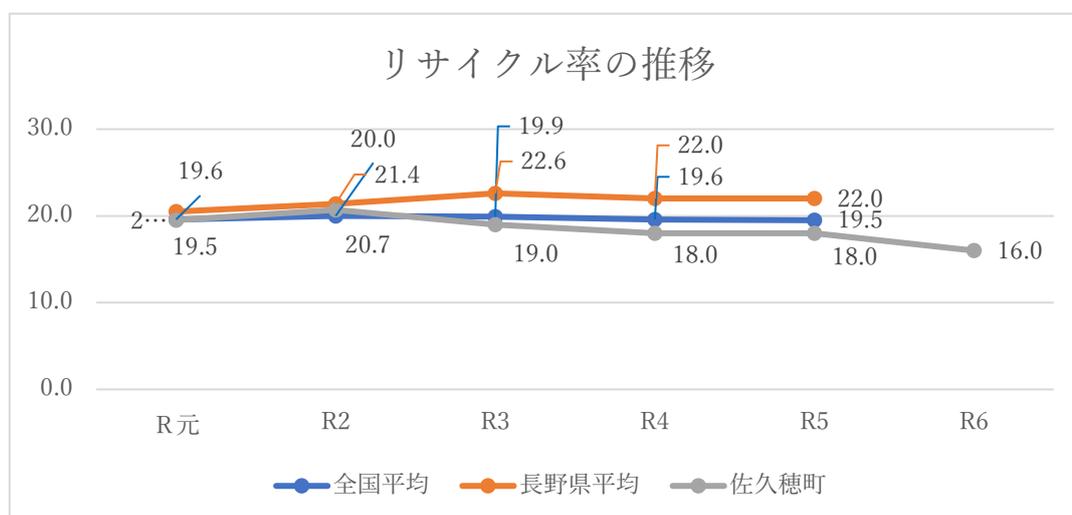
事業系ごみの排出量

単位:トン

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	197.0	165.7	172.8	153	160.4	146.2
不燃ごみ	1.0	1.3	1.7	4.0	2.5	1.0
資源ごみ	15.7	13.4	12.8	4.7	1.2	2.6
事業系ごみ合計	213.7	180.4	187.3	161.7	164.1	149.8

(3)リサイクル率の推移

当町におけるリサイクル率は、令和2年度の 20.7%をピークに減少を続けており、令和6年では令和2年度から2割以上減少の 16.0%となっています。これは、紙離れ等による古紙類の減少や、小売店における店頭回収の利用により行政回収が減少しているためです。



(4)最終処分量

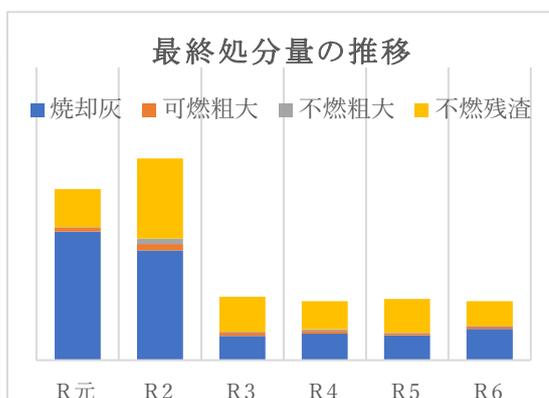
令和6年度の最終処分量は、60.35トンで令和元年度と比較すると 175.4トン、65.6%の減少となります。

当町の最終処分場は平成10年度で埋め立てが終了し、平成11年5月20日から民間事業者委託により他自治体に受け入れてもらっていました。令和2年度以降、焼却処理されるごみのうち8割を佐久平クリーンセンターに委託していますが、佐久平クリーンセンターでは、焼却残渣を全てリサイクル処理しているため大幅な減少に繋がっています。

最終処分量の推移

単位:トン

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
焼却灰	131.8	112.39	24.68	27.14	25.56	31.97
可燃粗大	4.1	6.63	3.35	2.95	1.9	2.56
不燃粗大	0.5	5.64	1.09	1.63	0.77	0.77
不燃残渣	39	82.01	36.02	28.63	34.61	25.05
合計	175.4	206.67	65.14	60.35	62.84	60.35



※災害による焼却灰・不燃残渣は除く

(5)ごみ処理経費

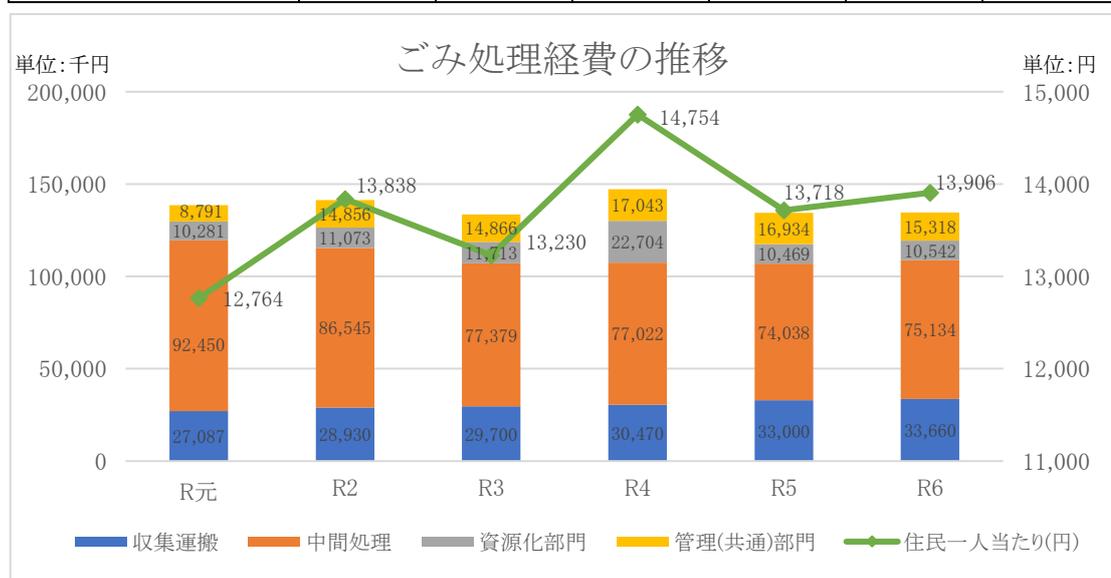
令和元年度と比較すると令和6年度のごみ処理に要した経費は3%ほどの減少し、約1億3465万円となっていますが、部門別経費や住民一人当たりの経費を見ると中間処理部門以外増加していることがわかります。これは人件費や物価の上昇が主な要因と考えられます。なお、中間処理のみ減少している点については、令和2年度に佐久平クリーンセンターへの委託開始が要因となっています。

なお、令和4年度の資源化部門の経費が例年と比べて倍まで上昇していますが、これは佐久穂町清掃センターのトラックスケールの改修工事を実施したためです。

ごみ処理経費の推移

単位:千円

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
収集運搬	27,087	28,930	29,700	30,470	33,000	33,660
中間処理	92,450	86,545	77,379	77,022	74,038	75,134
資源化部門	10,281	11,073	11,713	22,704	10,469	10,542
管理(共通)部門	8,791	14,856	14,866	17,043	16,934	15,318
合計	138,609	141,404	133,659	147,239	134,441	134,654
住民一人当たり(円)	12,764	13,838	13,230	14,754	13,718	13,906



(6) 数値目標の達成状況

前計画期間では、目標年度を令和7年度とし、数値目標を定めました。

基準年度である令和元年度の実績と、推定される令和7年度の実績は次のとおりです。家庭系ごみと事業系ごみを含む総排出量については目標を達成できる見込みですが、家庭系ごみの住民一人一日当たりの排出量については、目標達成ができないと推定されます。

前計画期間における数値目標及び達成状況

区 分	単 位	基準年度 (R元)	目標値 (R7)	R6実績 (参考)	R7推定
①ごみの総排出量	t/年	2185.8	1965.8	1946.8	1906.3
②一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	514.7	462.7	508.4	504.0

3 ごみ処理の課題

当町におけるごみ処理の課題として、地球温暖化防止による、より一層の環境負荷軽減に向けた更なるごみの減量化の推進が必要です。社会状況の変化に伴い、高齢者のみでゴミ出しが困難な世帯への対応や、若年単身者及び外国籍の移住者等、分別啓発指導が届きにくい方々に対する啓発方法が課題となっています。

(1)ごみ分別の課題

ごみは排出段階において、きちんと分別してあれば比較的容易に資源化できます。リサイクル関連法に準じた資源ごみについては、排出段階から中間処理まで考慮し、効率的かつ精度を高めるシステムを整備していくことが重要となります。

当町の分別品目は、令和6年度時点で 19 品目となっています。対象品目及び分別方法の周知や、収集運搬費にリサイクル費用を考えると当町で今以上に分別を細分化することは難しい状況です。

佐久穂町の分別収集の経過

平成 11 年3月	○佐久町・八千穂村資源ごみの分別収集開始
平成 16 年7月	○容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラスチックの分別収集開始 ○布・皮類の分別収集開始
平成 26 年度	○小型家電リサイクル法に基づく使用済み小型電類の分別収集開始
平成 29 年4月	○陶磁器食器類の分別収集開始
令和 2年8月	○使用済みインクカートリッジ分別収集開始

(2)ごみの減量化の課題

当町では、排出されるごみの8割程度が可燃ごみとなっています。令和5年度から、

可燃ごみに含まれる生ごみの削減を目的に生ごみ処理機またはコンポストの購入補助を実施しています。

ごみの発生を抑制するためには、町民一人ひとりが資源の大切さを自覚して取り組む必要があります。そのためには、現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しと、ごみの発生抑制・減量化にかかる施策の充実に加えて、今後も新たな取り組みを検討し、町民・事業者・行政がともに意識改革するための啓発活動を推進していく必要があります。

(3) 資源化の促進

町の資源化率は、平成 17 年度以降減少が続いています。前計画期間中は、令和 2 年に 20.7%と令和元年から 1.2%上昇したものの、以降は減少を続け令和 6 年時点では 16%まで減少しています。ただし、これは、町の収集以外に、事業者の自主回収による資源循環(食品トレイ、紙パック、ペットボトル、紙類等の店頭自主回収と資源化)が行われていることが一因と考えられます。また、小中学校ではアルミ缶、ペットボトルのキャップの自主回収が実施され、自主的なリサイクル活動が促進されておりますが、更なる資源化の促進が重要な課題となっております。

また、事業者を対象としたリサイクルルートの確保により、事業系ごみの資源化に取り組む必要があります。

(4) 収集・運搬の課題

当町の一般廃棄物の収集・運搬は、町から民間事業者への業務委託(町内各地のステーションからの収集)と、住民が自ら依頼する分を含めて、町が許可を出している 16 の事業者により行われています。この一般廃棄物の収集・運搬の許可は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市町村により行われています。同法律内では、許可を行う場合は当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難な状態であることが定められているため、現在新規の許可は行っていません。

なお、近年は人件費の増加、物価高騰により委託費が増加している状態です。

(5) 中間処理、最終処分 of 課題

当町は、中間処理施設、最終処分場を保有していないため、民間事業者へ処理を業務委託しています。年々人件費等の増加、物価上昇に伴い委託費用が増加しています。

当町の可燃ごみの排出量実績は、佐久平クリーンセンターの処理可能な割当量以上であるため、一部、民間事業者へ委託しています。今後も可燃ごみの減量化の推進と圏域・近隣市町村との広域化処理の推進を図っていく必要があります。

(6) ごみ処理手数料の見直し

現在、当町では、可燃物を含む 8 種類の家庭系ごみについては町指定のごみ袋による搬出を義務づけています。ごみ袋の販売価格は「佐久穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により一般廃棄物処理手数料として定められ、町村合併以降見直しは

行われていません。しかし、近年の原油価格高騰によるごみ袋の製作費の高騰に加え、ごみ処理の単価も上昇を続けているため一般廃棄物処理手数料の再検討の必要性が高まっています。

処理手数料の見直しによる価格設定によっては、一般廃棄物の排出抑制効果も期待されます。ただし、住民生活に影響を及ぼす事項であるため、住民負担と環境配慮を踏まえ、決定には十分な検討が必要です。

事業系ごみについては、ごみの減量化、分別の徹底、リサイクルの推進を図るとともに、増え続ける事業系一般廃棄物の処理量、処理費用を抑えるために、平成 26 年 12 月に事業系可燃物の手数料の改定を行いました。改定後は、年間に使用する事業系可燃ごみ袋が 300 枚を超える事業者については、301 枚目から1枚 400 円の手数料となっています。

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本的な考え方

佐久穂町の美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、ごみの減量化・資源化の取り組みの推進とともに、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制することで、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる循環型社会を目指すことが必要となります。

また、ごみの量を減らすライフスタイルへの転換を図ることが重要であり、循環型社会形成推進基本法の3R(①リデュース(発生抑制)②リユース(再使用)③リサイクル(再生利用))に加え、長野県が推進しています④リプレイス(代替素材への転換)についても取り組みを進め、循環型社会への定着を推進するため町民、事業者、行政が状況に応じた役割分担、協力ができるよう三者間の連携の充実を図ります。これら4Rの取り組みが個人の取り組みから地域の取り組みへ、地域の取り組みが社会の組みへ広がっていくことが重要で、更なるごみの発生抑制・再使用・再生利用・代替を目指します。

(1)リデュース(発生抑制)

ものを大切に使い、無駄なごみの量をできるだけ減らしましょう。

- ・マイバッグを持参し無駄な包装は断りましょう。
- ・詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選びましょう。
- ・耐久消費材は手入れや修理をしながら長く使いましょう
- ・家庭での生ごみを減量するため、生ごみ処理機やコンポストなどを活用した自家処理の促進、生ごみの水切りを徹底しましょう。

(2)リユース(再使用)

一度使ったものをごみにしないで何度も繰り返し使いましょう。

- ・詰め替え用の製品を選びましょう。
- ・不要になったものは人に譲ったり、フリーマーケットなどに出しましょう。

(3)リサイクル(再生利用)

使い終わったごみをもう一度資源に戻して再び利用しましょう。

- ・ごみを正しく分別しましょう。
- ・再生できるもの(新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック容器、生ビン、雑ビン、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古着など)は資源回収にまわしてリサイクルしましょう。

(4)リプレイス(代替素材への転換)

石油由来の使い捨てプラスチック製品等から代替素材(再生利用可能な素材、植物由来のバイオプラスチック等の導入)を使用した製品を選びましょう。

- ・マイバックやマイボトルの持参など身の回りの使い捨て製品から転換していきましょう。

2 ごみの排出抑制と減量化の方策

(1)住民・事業者・行政間の連携

ごみの減量化へ取り組むためには、住民、事業者、行政が果たすべき基本的な役割を分担し、協力し合ってライフスタイルを見直して行くことが大切です。循環型社会形成のため、状況に応じた役割分担、協力ができるよう三者間の連携の充実を図り、更なるごみの発生抑制、再使用、再利用、転換を目指します。

①住民

一人ひとりがごみの排出者であることを自覚し、環境への負担軽減を意識して日々の生活を見つめ直します。また、限りある資源の有効活用に向け、分別の徹底に努め、地域における資源回収や環境活動に積極的に参加します。

②事業者

ごみの減量や分別による資源化の推進など、環境保全に配慮した事業活動を行うとともに地域貢献に取り組みます。発生したごみは、自己責任のもと適正に処理します。また、長く使える製品や再使用・再生利用しやすい製品を供給するとともに、簡易包装の推進、環境に配慮した素材の開発、研究に努めます。

③行政

住民・事業者との更なる連携を図り、循環型社会の仕組みづくりを推進します。ごみの分別方法をわかりやすく周知・啓発するとともに、あらゆる機会を通じて4Rに関する情報を発信します。また、人口減少や高齢化の進行などに伴う社会状況の変化に対応する仕組みを構築します。

(2)ごみの排出量の見込み

ごみ処理の基本的な考え方に基づく基本施策を定め、計画目標年次におけるごみの排出量の見込みを定めます。

①将来人口の推計

ごみの排出量の見込みを定めるに当たり、計画処理区域内の将来人口を推計する

必要があります。第2期佐久穂町人口ビジョンにおける推計値と整合を図り、計画目標年度である令和12年の推計人口は8,902人で、令和元年比で1,432人、13.96%減少する見込みです。

将来人口推計

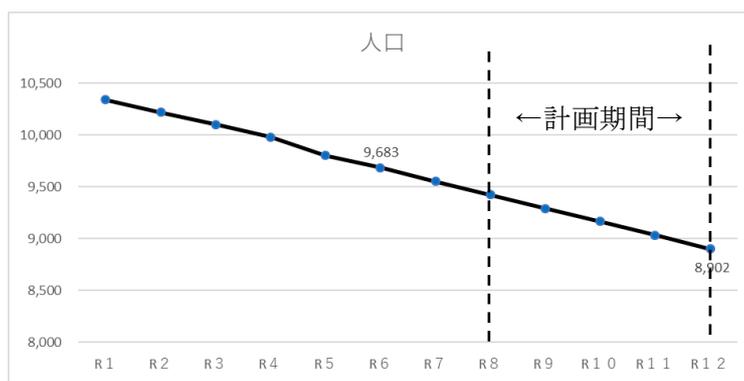
単位:人

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口	10,334	10,218	10,102	9,979	9,800	9,683	9,553	9,423	9,293	9,162	9,032	8,902

←長野県人口異動調査→

←将来人口推計→

(出典:第2期 佐久穂町人口ビジョン)



(注)

令和12年度は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値

なお、6年度から12年度までの間は当該期間の平均減少値で直線減の予測をしている。

②ごみの排出量の見込み

ごみの排出量の見込みは、令和元年度から令和6年度までの各年度の実績値を基に、令和7年度から令和12年度までの各年度の排出量を推計しました。

③家庭系ごみの合計排出量

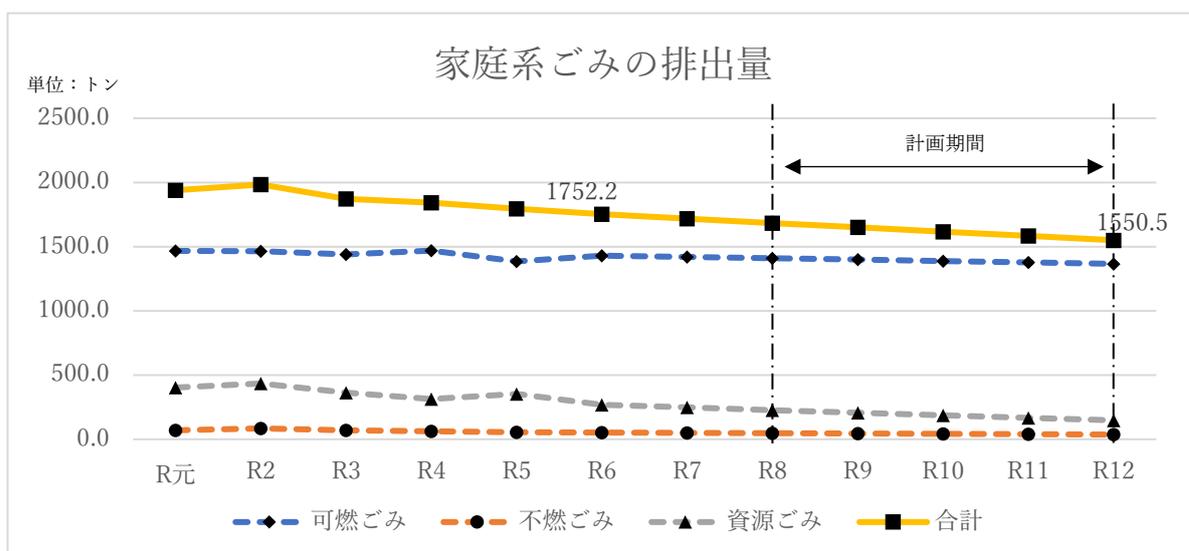
令和12年度の家庭系ごみの合計排出量は1,565.6トンが見込まれます。令和6年度と比較すると可燃ごみは64.3トンの減少、不燃ごみは16.1トンの増加、資源ごみは121.5トンの減少、有害ごみ0.5トンの減少、粗大ごみ29トンの減少となり合計排出量では231.3トンの減少です。

家庭系ごみ排出量

単位:トン

年 度	実績値						推計値					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
可燃ごみ	1,467.4	1,465.2	1,438.9	1,469.2	1,385.6	1,430.6	1,420.5	1,410.2	1,399.6	1,388.8	1,377.7	1,366.3
不燃ごみ	69.8	84.5	70.5	61.0	55.9	52.6	49.7	47.0	44.3	41.6	39.0	36.5
資源ごみ	402.9	434.3	364.3	313.6	353.6	269.1	247.6	226.6	206.2	186.2	166.7	147.6
有害ごみ	4.0	3.7	1.4	3.5	2.6	3.4	3.3	3.2	3.1	3.0	3.0	2.9
粗大ごみ	28.0	68.1	70.3	46.1	42.2	41.3	36.1	31.1	26.2	21.5	16.8	12.3
合 計	1,972.1	2,055.8	1,945.4	1,893.4	1,839.9	1,796.9	1,757.3	1,718.1	1,679.4	1,641.0	1,603.1	1,565.6

(注: R元年の粗大ごみ収集量は春季収集のみ)



④家庭系ごみの住民一人一日当たりの排出量

令和12年度の家庭系ごみの住民一人一日当たりの排出量は481.8グラムが見込まれます。令和6年度と比較すると可燃ごみ15.7グラム増加、不燃ごみ3.7グラム減少、資源ごみ30.7グラム減少、有害ごみ0.1グラム減少、粗大ごみ7.9グラム減少、合計では26.6グラム減少、年間5.2%の減少が見込まれます。

一人一日当たりの排出量

単位：グラム

年 度	実績値						推計値					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
可燃ごみ	389.0	392.9	390.2	403.4	387.4	404.8	407.4	410.0	412.6	415.3	417.9	420.5
不燃ごみ	18.5	22.7	19.1	16.7	15.6	14.9	14.3	13.7	13.1	12.4	11.8	11.2
資源ごみ	106.8	116.4	98.8	86.1	98.9	76.1	71.0	65.9	60.8	55.7	50.6	45.4
有害ごみ	1.1	1.0	0.4	1.0	0.7	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
粗大ごみ	7.4	18.3	19.1	12.7	11.8	11.7	10.4	9.0	7.7	6.4	5.1	3.8
合 計	522.8	551.2	527.6	519.8	514.4	508.4	504.0	499.6	495.1	490.7	486.3	481.8

(注：R元年の粗大ごみ収集量は春季収集のみ)

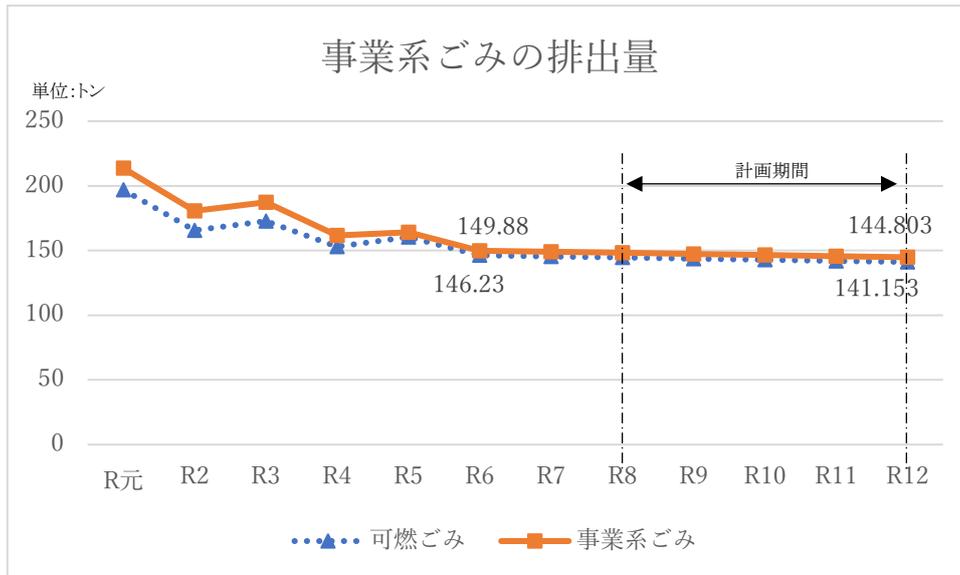
⑤事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量は、令和12年に144.8トンが推計されます。令和6年度と比較すると5.1トンの減少、そのうち可燃ごみは5.0トンの減少が見込まれます。

事業系ごみの排出量

単位：トン

	実績値						推計値					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
可燃ごみ	197	165.7	172.8	153	160.4	146.2	145.4	144.5	143.7	142.8	142.0	141.2
事業系ごみ合計	213.7	180.6	187.3	161.7	164.1	149.9	149.0	148.2	147.3	146.5	145.6	144.8



⑥総排出量の推計値の算出結果

家庭系ごみ、事業系ごみの総排出量は令和12年度には1710.4トンが見込まれます。令和6年度と比較すると236.4トン、12.1%の減少です。

家庭系ごみと事業系ごみの総排出量

単位:トン

年 度	実績値						推計値					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
可燃ごみ	1664.4	1630.9	1611.7	1622.2	1546.0	1576.8	1565.9	1554.7	1543.3	1531.6	1519.7	1507.5
不燃ごみ	70.8	85.8	72.2	65.0	58.4	53.6	50.8	48.0	45.3	42.6	40.0	37.5
資源ごみ	418.6	447.9	377.1	318.3	354.8	271.7	250.2	229.3	208.8	188.8	169.3	150.3
有害ごみ	4.0	3.7	1.4	3.5	2.6	3.4	3.3	3.2	3.1	3.0	3.0	2.9
粗大ごみ収集	28.0	68.1	70.3	46.1	42.2	41.3	36.1	31.1	26.2	21.5	16.8	12.3
合 計	2185.8	2236.4	2132.7	2055.1	2004.0	1946.8	1906.3	1866.3	1826.7	1787.5	1748.8	1710.4

(注：R元年の粗大ごみ収集量は春季収集のみ)

(3) 目標値の設定

今回の計画期間では、令和12年度推計値の確実な達成を目指します。

目標年度における佐久穂町一般廃棄物処理計画の目標値

区分	基準 (R6年度)	推計値 (R12年度)	数値目標 (R12年度)	単位
①総排出量	1946.8	1710.4	1710.4	t/年
②家庭系ごみの一人 一日当たりの排出量	508.4	481.8	481.8	g/人・日

(4) 目標達成のための施策

①循環型社会定着に向けた住民・事業者・行政の三者一体の取り組み

②4Rの定着 I.リデュース(発生抑制) II.リユース(再使用) III.リサイクル(再生利)

用) IV. リプレイス(代替素材への転換)を意識した取り組みを進めます。

- ③一人ひとりがごみ排出者であることを自覚し、環境への負荷軽減を意識します。
- ④買い物の際はマイバッグを持参します。
- ⑤生ごみ処理機・コンポスト購入者に対する補助金により生ごみの減量を図ります。
- ⑥食品の食べ切りをすることで可燃ごみを減量します。
- ⑦限りある資源の有効活用に向け、分別を徹底します。

(5) その他の施策

① 不法投棄の防止

当町では、不法投棄防止のため町内の未然防止と早期発見のため、地域毎に1名、計8名の方に不法投棄監視連絡員を依頼し、不法投棄されやすい場所を中心に定期的にパトロールしています。

② リチウムイオン電池等の適正処理

リチウムイオン電池は、大容量でありながら小型・軽量のために生活の中に広く普及しています。一方で、全国で廃棄物として収集運搬や処理の際に火災事故の原因となっています。

現在リチウムイオン電池の排出については、購入元の販売店や電気店を案内しています。今後も安全かつ適正な処理が行われるよう町による収集・処理も含め検討を行っていきます。

③ リサイクル関連法令に合わせた対応

令和4年、プラスチック使用製品に係る資源循環を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。また、令和元年に施工された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき定められた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、令和7年3月に第2次基本方針が示されました。

今後も国や県の動向を注視し、循環型社会の推進のための検討を続けていきます。

④ 家電リサイクル法に基づく適正処理の推進

テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫は家電リサイクル法により処分方法が示されており、町による収集・処分の対象ではありません。そのため、所有者自身による適切な処分が不可欠です。家電リサイクル法の対象品目の適切なリサイクルを推進するために、広報やホームページを活用し周知を図っていきます。

3 食品ロス削減計画

(1) 食品ロスとは

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を食品ロスと言います。農林水産省の推計によると、令和5年度における日本の食品ロス発生量は464万トンです。国民一人一日当たりに換算すると約102g(卵2個分程度)に相当し、毎日これだけの食べ物が捨てられている計算になります。また、この食品ロスを処理することで、温室効果ガスが発生しています。大切な資源の有効利用と環境負荷を減らす観点から、食品ロスを削減する

必要があります。

令和5年度 全国の食品ロス発生量		
合計	うち家庭系	うち事業系
464 万トン	233 万トン	231 万トン

(出展:農林水産庁)

(2) 佐久穂町の現状

町で発生する食品ロスのうち、家庭分は全国家庭系の食品ロス発生量に対し、全国の人口に対する町の人口の割合を乗算することで試算しました。事業系の食品発生量については、『食品ロス削減推進計画策定マニュアル』における「国に類似した事業系食品ロスの推計方法」に準じ試算しました。ただし、事業系の食品ロスの推計値は町が把握できる範囲での推計となるため、あくまで参考値として扱います。

令和5年度 佐久穂町の食品ロス発生量		
合計	うち家庭系	うち事業系
204.8トン	183.6トン	21.2トン

(3) 発生要因

① 家庭から発生する食品ロス

家庭から排出される食品ロスは、Ⅰ.食べ残し、Ⅱ. 過剰除去(皮の剥ぎすぎ等)、Ⅲ. 直接廃棄(期限切れなど)などが要因とされています。

② 事業者から発生する食品ロス

事業者から排出される食品ロスは、Ⅰ.商慣習による食品廃棄、Ⅱ.サプライチェーンの各段階における過発注による廃棄、Ⅲ.規格外商品の廃棄、Ⅳ.外食産業による食べ残しなどが要因とされています。

(4) 削減に向けた方針

食品ロス削減へ取り組むためには、住民、食品関連事業者、行政が果たすべき基本的な役割を分担し、協力し合ってライフスタイルを見直して行くことが大切です。そのために、状況に応じた役割分担、協力ができるよう三者間の連携の充実を図り、食品ロスの削減を目指していきます。

① 住民

消費者として、食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移すことが必要です。また、自分の行動が、食品ロスを削減することに繋がることを自覚し、食品ロス削減に取り組む食品関連事業者を応援することが求められます。

② 事業者

食品関連事業者は、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、食品ロスに向けた取組を積極的に取り組むことが求められます。

③行政

住民、食品関連事業者、各種団体等がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や県が実施する施策に加えて、当町としての食品ロス削減に関する施策を推進します。

(5)削減のための施策

①家庭系食品ロス削減のための取組

- ・食品ロス削減のための情報発信
- ・買い物時の手前取り推奨、
- ・宴会時の 3010 運動の推奨など

②事業系食品ロス削減のための取組

- ・食品ロス削減に取り組む事業者の周知
- ・県の取組への参加促進